を除く。以下この項及び第六項において同じ。）」に改め、「定める計画」の下に「をいい、第一項第一号に規定する登録施設介護支援計画とは、登録有料老人ホームにおける居室において生活を営む要介護者が居宅介護等の適切な利用等をすることができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画」を加え、同条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十七項」を「第八条第二十八項」に、「第八条第二十八項」を「第八条第二十九項」に改め、同条第六項中「もの」の下に「をいい、第一項第五号及び第八号に規定する登録施設介護予防支援計画とは、登録有料老人ホームにおける居室において生活を営む要支援者が介護予防等の適切な利用等をすることができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び同法第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援を行う事業所の従業者のうち同法第八条の二第十七項の厚生労働省令で定める者が作成したもの」を加える。

第三十一条第四項中「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十九項」に改める。

第三十四条の二第二項中「行う者及び」を「行う者並びに」に改め、「居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」の下に「及び登録施設介護支援計画（第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」を、「介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」の下に「及び登録施設介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する登録施設介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）」を加える。

第五十四条の二第一項中「居宅介護支援計画」の下に「若しくは登録施設介護支援計画」を、「介護予防支援計画」の下に「若しくは登録施設介護予防支援計画」を加える。

第八十四条の三中「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を削り、「特定施設」の下に「若しくは同法第十三条第一項第五号に規定する有料老人ホーム」を加え、「同条第二十六項」を「同法第八条第二十七項」に改める。

別表第二中

介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、同法第八十四条第一項の規定による同法第百十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	その事業として居宅介護支援計画を作成する者
介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	その事業として居宅介護支援計画を作成する者

を

介護保険法第四十五条の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	介護保険法第四十五条の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	介護保険法第四十五条の規定により同法第四十六条第一項の指定を受けたものとみなされた同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	その事業として登録施設介護支援計画を作成する者
同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止若しくは同法第七十九条の二第一項の規定による指定の取消し又は同法第百十六条第一項の指定の効力の停止があつたとき。